

第二十六回国会 参議院農林水産委員会会議録第三十六号

昭和三十三年五月八日(水曜日)午後一時五十分開会

委員の異動

本日委員大和与一君辭任につき、その補欠として小笠原三三男君を議長において指名した。

出席者は左の通り。

- 委員長 堀 末治君
理事 重政 廣徳君
藤野 繁雄君
東 隆君
清澤 俊英君

委員

- 青山 正一君
雨森 常夫君
柴田 栄君
下條 康麿君
田中 啓一君
仲原 善一君
堀本 宜實君
北村 暢君
小林 孝平君
上林 忠次君
島村 軍次君
北條 尚八君
渡部 伍良君

政府委員

- 農林省農林經濟局長 渡部 伍良君
常任委員 安樂城敏男君
会専門員

説明員

- 農林省農林經濟調査官 立川 基君

本日の会議に付した案件
○農業災害補償法の一部を改正する法律案(内閣送付、予備審査)

○農業災害補償法臨時特例法を廃止する法律案(内閣送付、予備審査)
○農業災害補償法第七條第四項の共済掛金標準率の改訂の臨時特例に関する法律案(内閣送付、予備審査)

○委員長(堀末治君) ただいまから農林水産委員会を開きます。
最初に、委員の変更について御報告いたします。本日大和与一君が辭任されて、小笠原三三男君が選任されました。

○委員長(堀末治君) 昨日に引き続き、農業災害補償制度関係三法律案を議題にいたします。
御質疑のある方は順次、御発言を願います。
○藤野繁雄君 総論的なことは今までのいろいろお話があったから、条文の解釈その他過去における実例について、逐条的にお尋ねしたいと思うのであります。

最初は三十二條の二、これによつて見ますと「役員は、法令、法令に基いてする行政庁の処分、定款及び総会の議決を遵守し、農業共済団体のため忠実にその職務を遂行しなければならぬ。」二項では「役員がその任務を怠つたときは、その役員は、組合に対し連帯して損害賠償の責に任ずる。」三項にも大体同様なことが書いてあるわけですが、過去に

おいて損害賠償の責に任じた実例があるかどうか、お伺いしたいと思つてあります。

○政府委員(渡部伍良君) 最近起つた例では、奈良原の共済組合連合会を調査いたしましたので、そこに非違がありましたので、現行法の八十条に基きまして、四十一ページです。「行政庁は、前条の規定による検査を行った場合において、当該団体の業務又は会計が法令、法令に違反すると認めるときは、当該団体に對し、必要な措置を採るべき旨を命ずることが出来る。」、こつういふふうにありますので、その行政庁命令を出しまして、その行政庁命令の中で、組合に對して与えた損害を役員が賠償せよ、こつういふことを命じたのが最近あります。そのほか町村の組合のそつういふ例は、たゞいま手元に資料がありませんのでわかりませんが、そつう多くないか、こつういふふうに思ひます。

○藤野繁雄君 そつうすると、会計検査院やその他からいろいろ指摘せられたところのものであつて、行政庁が検査の結果、第三十二條の二の第二項に該当するようなものはないかと信じて差しつかえないのでありますか。

○政府委員(渡部伍良君) たゞいま申し上げましたように、たゞいま手元に資料がないからわからないのであります。この組合の金を目的以外に使つたといふような場合は、当然賠償責任が起つてゐると思ひます。ただ、手元に

に資料がありませんので、何件ぐらゐあつたかといふことが今申し上げられないのであります。しかし、そつう多くはない。

○藤野繁雄君 次は第八十四條の第三項「農業共済組合は、任意共済にあつては、第一項第一号に掲げる食糧農作物以外の農作物、農産物、建物、農機具その他命令で定める物について」と、こつうありますが、ここに書いてあるものについて、具体的に一つ説明を願ひたいと思つてあります。

○政府委員(渡部伍良君) いわゆる任意共済の問題であります。任意共済の一番大きいのは建物共済であります。その次には、数県で菜種の共済を行なつておるのであります。昭和二十一年當時におきましては、任意共済の数が相当――菜種、建物のほかに、くだものでありますとか、あるいは果によつては、お茶といふようなものをやつておつた果もありますが、現在では建物と菜種、こつういふふうになつております。

○藤野繁雄君 そつうしますと、第三項に書いてある「食糧農作物以外の農作物」といふものは、現在においては菜種だと、それから「農機具その他命令で定める物」と、こつうあるが、農機具その他命令で定める物は現在はやつていないのだ、こつう考えてよろしうございませぬか。

○政府委員(渡部伍良君) その通りでございます。

○藤野繁雄君 そつうしますと、菜種では

あるとか何とかであるとかといふことを任意共済でやつた結果、再保険がないために非常に損害を及ぼした例があるように考へるのであります。将来においては、こつういふふうなものは、将来においては任意共済ではやられない考へであるか、その点お伺ひしたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) いわゆる米表以外の農作物につきましても、任意共済の、たゞいま御指摘の規定がござりますので、それをやるのが農業災害に對する一つの大きい対策であるといふことは、各方面からの要望があるものであります。昭和二十八年年度に大災害がござりましたので、その際、菜種あるいは建物につきましても、再保険制度がないために、たとえば福岡あるいは和歌山等の連合会におきましては、非常に困難をいたしてゐるのであります。従つて、どうして任意共済をやりますしても、再保険制度を受ける制度を考へなければ、目的は達せられないといふことので、現在任意共済をやつた場合に再保険を行つたとすれば、どういふふうにするかといふことを検討いたしておりました。まだ結論に達してありません。この点は私の方でいたしましても早急に解決いたしたい、こつういふふうを考へております。

○藤野繁雄君 そつうしますといふと、現在では第三項に掲げているようなものはあつていない。建物はやつてゐる

けれども、農作物及び農産物についてはやっておらない、こういうふうには考へてよろしゅうございませうか。

○政府委員(渡部伍良君) 菜種以外は、農作物につきましてやっておりますのは建物だけでありまして、建物と菜種だけをやっていて、こういうふうには御了解願ひたいと思ひます。

○藤野繁雄君 菜種をやっているといふことでは、これは再保険がないのでありますから、またどんな重大問題が起らないとも限らない、非常な災害で損害を与えるようなことがないとも限らないのであります。そういうふうなことは、大災害があつたらば、大損害を与えてでもなお任意共済でやりたいといふことでは、やはりやらせるといふようなことは、行政庁としては、ちよつと危険を冒してでもやらせるといふようなことであるから、おもしろくないやり方じゃないかと、こう考えられるのであります。いかがでありますか。

○政府委員(渡部伍良君) お話の通り、どうしても再保険と結びつけなければ、現在のように県別の連合会で最終的責任を負うといふことはむずかしいと思ひますので、私の方でも非常に研究をいたしているのであります。

○藤野繁雄君 次は八十七条の第二項「前項の規定による賦課金の賦課については、命令の定めるところによる。」と、こう書いてあるのではありませんか、現在命令でいろいろと規定があることと信ずるのであります。今後市町村がこれを経営するといふようなことになるといたしますといふと、従来の賦課の方法をある程度変更しなくちゃいけないような、あるいは変更してよい

いような点が自然発生するのじゃないかと思ふのであります。賦課の方法は、従来の命令を改めるようなお考えはないかどうか、お伺ひしたいのであります。

○政府委員(渡部伍良君) 御説のように、今度は単位組合で賦課金を課す場合も、現在連合会で課す場合に賦課金の額、賦課方法については、農林大臣の承認を受けなければならぬ、これは政令の施行令の第二条に規定してあります。それから単位組合につきましても、都道府県知事の承認を取なければならぬ、こういうふうな規定をいたしてあると考へております。

○藤野繁雄君 そうすると、今のところは、現在では、きのうの質問でも賦課金が非常に多くて困つていて、いろいろなことであつたのであります。その賦課金の賦課の方法をどう改めようというまだ具体的な案はありませんか。

○政府委員(渡部伍良君) 賦課金を課す方法といたしましては、昨日御説明いたしましたように、水稲割とか陸稲割とか、結局そういう割付以外にはないと思ひます。しかし、その割付方があるいはこの賦課金の額、そういうものについて、やはり組合の事業運営とにらみ合せて、無用な費用を賦課することがないよう、十分都道府県知事の方でよく指導をしていきたい、そのために承認制にいたしたい、こういうのであります。

○清澤俊英君 ちよつと今に関連して、今の点で何か非常に負担金が掛金より多いという話があるのであります。だから、そういうのを標準にして

何かもつとはつきりしたものを書けないですか。

○政府委員(渡部伍良君) これはきのうのお話が出たと思ひますが、何と云うか、組合の規模が小さくて組合員の数が少いか、耕作面積が少いか、そういう場合に組合を作りまして、どうしてその最低限の職員費用は一定限度は最低限度から、そうしますと、その最低限度はどうしても取らなければならぬ。そうしますと、実際それだけの人がいなくても済むだけの最低限の職員をやるためには、これはしなければならぬ。それが耕地面積が少いと農家数が少いといふことになりまして、掛金に比べて非常に高くなることもあつたのであります。

そこでその場合には、この事業の執行の人員なり施設をもつと節約しなければならぬ、そのためには今度市町村に事業を移譲すれば、市町村の施設なり市町村の人員との此が必要ができません、おのずから経費が節約できる、そういうことになつたのであります。そのほか、まあ相当何といふますか、経営がルーズであるといふようなところもあつたが、そういうところは今後指導しなければならぬ、こういうに考へております。

○清澤俊英君 結局、現実において掛金より負担金の方が多くなつて問題が起きたとすれば、そういうふうな交付金をふやすとか補助金をふやしてやる、運営のできるように補助金をふやしてやる、もしくは町村に移譲の場合の規定を直して、この範囲を、こ

ういふような負担金になる場合には、自動的に町村運営にするような方法に書きかえたらどうなんでしょうか。そういう修正は考えられないのですか。今の局長の答弁だといふと、実質によつて上ることもやむを得ないといふ御答弁のような状態になつていて、御答弁です。そうすると、實際困つていて問題が解決するところが出てこないと思ひます。それがね、だれが調べても当然かかるものはかかるのだから、認可せざるを得ない、都道府県知事がやってみても、農林大臣がやってみてもかかるものはかかる、その処置が別に講じられない限りにおいては、よけいにかかるとは思ひますが、そこは何か考へられないのですか。

○政府委員(渡部伍良君) これは先ほど御説明いたしましたように、この組合の事業を執行するための必要最小限度の施設なり、人員を維持するための経費と、その経費の賦課を受ける農家の数なり、筆数ですね、耕地面積その他の比例で出てくるわけでございます。簡単に申しますと、その農地面積なり、農家戸数が少い所は独立の組合で経営するといふことに無理がある。それに対して、無理があつても組合を作らなければいけない、こういうのが今までの建前であつたのであります。しかし、今まではまだ協同組合と事務所を一緒にするとか、あるいは町村と一緒にしてやる、あるいは町村と一緒にするとか、いろいろのことである程度便法を講じておつたが、今度は町村合併に伴ひまして、共済組合は合併するのですけれども、協同組合は合併できないといふことになると、どうしても新しい事務所なり、職員を独立しな

ければならない、そうしますと、組合の負担が、組合員に対する割付額が多くなります。そういう場合には、今度は市町村移譲になりまして市町村の施設の、市町村の人員の彼此需要によつて、組合員に対する割付の額の軽減をはかつていきたい、こういうふうな考へる。それで問題が解決するのであります。お話のように、そういう組合には補助金を増したらいいじゃないかと、それも一つの案でありますけれども、そういうことよりは、今のよう

に市町村に移譲した方がいじやないか、こういうふうな考へます。

○清澤俊英君 そうすると負担が、今の認可の申請があつた場合に、移譲していかなければ移譲していけないという勧告をするわけになるのですか。認可のあつた場合には、それは過重な負担になるので、こういう方法でいったらよろうと、こういう勧告をするわけですか。勧告によつて町村移譲になる、こういうことですか。

○政府委員(渡部伍良君) 勧告をするまでもなく、こういう方法を開きますれば、当然そういう議論が組合の中から出てくるのではないかと、現に出てきておるので、今度の改正案で市町村移譲の、農林大臣が定める基準以下の組合その他政令で定める場合に、組合から市町村に相談を持ちかけられる、こういうふうになつておられます。そういう実態をもつて改正案を立てておるのであります。勧告を待つまでもなく、そういうことは行われておると思ひますが、しかし、實際問題としてはある程度指導が行われることになつておると思ひます。

○藤野繁雄君 次は九十二条、これは

この規定によつて、共済掛金をやつておるのは一定の算出したところの共済金をもち、こゝろふふりな約束のもとに成立するのであります。しかるに、共済金の支払いが不足したために、命令の定めるところによつて、初めから定まつてゐるところの金額を削減するといふことは、ちよつとおもしろくないような結果を生ずるのであります。いかなる場合に共済金額の削減をやられるのであるか、それを伺ひたいと思ふのであります。

○政府委員(渡部伍良君) これは、この制度の建前が、共済掛金の一部を組合に残しまして、九割は保険料として連合会にあげ、そのうちふりな建前になつておられます。ですから、一部分だけが組合に準備金として積まれていくわけであり、そこで、災害が起つた場合には、その計算によつて払ふことになるのであります。準備金のものは計算通り来ます。準備金の額が足りない場合には、その手持ちの準備金の限度まで払はばよろしい、こゝろ規定でありまして、これは施行規則の十九条にその点を規定いたしておるのであります。つまり、手持ちの保留共済金の額が、共済掛金の準備金、積み立ててゐる額が共済金の支払いに足りないといふ場合だけであります。

○藤野繁雄君 そこはとにかく、共済のこの組合といふものはただ時限組合ではない。そうするといふと、現在においてでは足らなくても次の年には余つてくるかも知れない。またさういふふうなことによつて初めて共済も保険も再保険も目的を達成する。であるから、そのときに足らないからといつて

打ち切るといふことは共済組合の本旨にもとるのじやないかと、こゝろいふるに想像されるのであります。現在金が足りないから、足りないものは渡されないと、こゝろで打ち切るといふことはおかしいじやないか、さういふふうな場合こそ、ある一定の金額は借入金でやつても、あとでその借入金は次の掛金の積み立てた方の金で払ふといふふうなことで、約束の金額は支払うべきじやないかと、こゝろいふるに考へるのであります。いかがですか。

○政府委員(渡部伍良君) 少し私の説明が足りなかつたのであります。その通りであります。原則は、足りなくともどこかから借り入れて払うのが建前なものであります。そこで、それをあつて埋める、しかし、まあ何らかの關係でどうしてもさういふことができない場合には、準備金、この規則の十九条にありますが、準備金で足りない場合には払わなくてもよろしい、さういふ能力を与えてゐるだけでありまして、払つちやいかぬ、こゝろいふ建前じやないものであります。これはおそろしく非常に、何といひますか、災害が非常に多くて、借入金の額などが多額になつて困難な場合でなければ予想できないのじやないかと思ひます。普通はさういふことは起らないのじやないかと思ひます。少々の金ならば、簡単に村でやつてゐることでありまして、協同組合なら協同組合で借りて処置できるわけでありまして、その限度をこえるような場合に、この規定の何といひますか、発動ができる、こゝろいふるに考へます。

○藤野繁雄君 そうしたならば、過去においてさういふふうな組合がどのくらいあるか、その実績を一つ承わりたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 組合の数等は正確に調査してありませんが、いろいろな資料から推定いたしますと、二、三の程度が総支払い共済金のさういふものに該当するのがあるのじやないかと、さういふふうな推定を下しております。

○藤野繁雄君 九十六条、これでは「損害防止のため必要な施設」といふことであります。が、どんな施設を現在やつてゐるか、実例について承わりたいと思ふのであります。

○政府委員(渡部伍良君) これは主として病虫害の防除施設でありまして、動力噴霧器を備へつけるとか、さういふことがおこなふ仕事になつておると思ひます。県によりましては、県負担で相当さういふ事業に補助いたす、あるいは町村が共済組合に、これは埼玉県の例で現実に見たのであります。が、相当村から補助金を出してさういふ施設をやらせる、こゝろいふ例が相当あります。

○藤野繁雄君 そうすると、損害防止のための必要な施設といふのは、病虫害の駆除の施設のみでありますか、あるいはそのほかにか何か施設がありますか。

○政府委員(渡部伍良君) これはもちろん家畜共済等についてもあります。その地方々々の実情に応じて、それからまた損害防止に対する県の指導の程度によつて、いろいろな態様がありますが、病虫害防除だけではございませんです。

○藤野繁雄君 病虫害以外の施設が

あつたらば、一つどういふふうなものか、具体的にわかつておつたらば承わりたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) これは家畜の診療所に併置してブタの消毒施設、さういふものがある例を知つております。なお、詳細は、要すれば調べまして御報告したいと思ひます。

○藤野繁雄君 次は九十九条、九十九条では「左の場合には、農業共済組合は、共済金の全部又は一部につき、支払の責を免れることができる。」といふこと、一から六まで例が載つてゐる。そのうちのととを一つをとつてみまするといふと、組合員が払い込みを怠つたといふような場合でも、共済金は全部または一部を支払わなくてもいいといふふうなことになるかと考へられるのであります。しかるに、現在の共済組合の実際の状況から考へてみまするといふと、定款で定めた期日にはとんと払つていないのが多いんじやなからうかと思ふのであります。さうすると、九十九条の規定によつて、支払の責を免れることができるのであります。が、実際はどういふふうなことであるか、その実績を承わりたいと思ふのであります。

○政府委員(渡部伍良君) 具体的に今の掛金の払い込みと共済金の支払い免責との關係であります。結論的に申し上げますと、掛金がおくれているから払わないといふ例はほとんどありません。しかし、そこが一つのこの制度の運用の何といひますか、不当経理と會計検査院あるいは行政管理局で指摘されてゐる点になつてゐるのであります。今度の改正案を作る場合にも非常な問題になりまして、もつとこの規

定を嚴重にして「免れることができる」じやなしに「支払つてはならない」といふふうな規定に直せといふふうな意見が相当關係方面から出てきておつたからであります。実際この点は免責を受けてゐる例はほとんどないと思ひますが、今後の運用については、当然組合員の果すべき義務は果していただくように指導したいといふ、こゝろいふるに考へます。

○島村軍次君 昨日来御質問がございました点はすね、要するに、今の共済制度については百姓は掛金をかけたくない、かけても出し切りだと、こゝろ考へ方が非常に強い。そのことは局長もよく御存じだと思ふのであります。そこで、実際を見ますと、要するに災害のあつたときに国庫の保険金、あるいは県の保険金の来た分を差し引くと、こゝろいふことが問題の中心だと思ふのであります。そこで、ちよつと今度の改正ではどうもさういふ点についてです。これは運用の問題だといへばそれだけのことでありますが、何か考へることができたのじやないかと思ふのであります。その点はいかがですか。

○政府委員(渡部伍良君) ちよつとその前に、先ほどの藤野先生の御質問に関連するところから入つていきたいと思います。それで島村先生は共済金と掛金と相殺するのじやないかと、こゝろいふるのですが、さうでないのです。これは大体何といひますか、二割くらいは今までの報告によります。相殺してゐるのじやないか、こゝろ今調べましたところ、約七九%は年内に掛金を納めておるわけでありまして、十二月末まで、もう損害評価なんか済んでからの分が相当ありますから、相殺に近いの

場合には、それならば結局、先ほど申し上げた三十八億の負担をどうするかという問題で、すぐそこで議論がとまってしまうわけですが、この分を、先ほど申し上げましたように公営にすれば、国が直接補助金で市町村に持たすか、あるいは平衡交付金の中に――あの地方交付税交付金の中にそれだけ見込んでいくか、どっちかしかないかぬわけですが、そこで、今までの議論は立ち消えになっておるわけでありま

す。それからもう一つ、この共済当事者の中におきましても、掛金の問題とか、あるいは制度運営の問題等から、市町村に託した方がいじやないかという議論も相当強くなるのであります。しかし、その問題は、ともかくにも昭和二十二年から組合制度でこの制度が運営されてきておるわけでありまして、組合の全部が悪いと、こうい

うわけでもない。それから全県が悪いというわけでもない。非常にうまくいっている県も数県あるわけでありまして、今一挙にこの公営制度に移っていくことは反対である、こういう意見が片一方に相当強くあるわけでありまして、そこで、この問題は、むしろ経過的に申し上げますと、農林省として、組合と、市町村とを並立してやっていたら一番いいのじやないかという案を出したのであります。しかし、それも無条件には認めるわけにはいかない。従って、もう一ぺん農家の自主的な組織という面を強調して、組合の運営がうまくいくか、いかぬか、反省した上で、いかぬ分を市町村に譲り、そういう仕組みにしたらい

いのじやないかというので、現在の案

になつておるのであります。これはまあ考え方をいたしまして、従来のいきさつがなければ、公営制度というものが一挙にいけるかもしれないと思つてあります。しかし、実際は十年間の経験を経て、公営という議論が出るので、その経験がなければ、すぐ公営というところにあるいは出ないかもしれぬのであります。まあそういう歴史

的、あるいは経過的な問題を経て、ただいま御提案いたしておりますような案になつたわけでありまして、

○島村軍次君　そこで、人の吸収の問題についての御研究はどうですか。

○政府委員(渡部伍良君)　人の吸収の問題は、私の方では、これはむしろ職員の方の關係といたしましては、最近のように貨幣価値が下落いたしました、小さい地方では身給がほかの団体であるいは市町村に比べて非常に高くておるわけですが、ですから、もつと大きいふところがかかえてもらいたい、こういう議論が相当強いわけでありまして、それからまたこの制度をやるとい

たしまして、たとえ公営になりましても、必要最低限は職員が要るわけでありまして、そうしてこの十年間に職員といたしましては、相当訓練を経てきておるわけでありまして、職員の問題は置けまして、その大きい問題は、ないのじやないか、どつちにも、びましても、そういうふうに私どもは見えております。

か困難でしょう。そこで、だれか公平な見方をする人がいなければいかぬというので、それはむしろ現在の職員は、今申し上げましたように、一部分はその統計事務所の補充に充て、そのして損害はこれは公営か国営の観念も入るわけですが、そこで、補充すればこれはもう公平なものであつて、しかも、確実な基礎を持った上に立つて損害の支出ができる、村では非常な事務に追われておるといふことから、それへ吸収する。それから同時に、一部はこの改良普及員の末端機関に、あるいは農業協同組合等に駐在せしめて、

○政府委員(渡部伍良君)　その防

は、技術出身といつてはおかしいが、技術関係の下に人が相当おるわけでありまして、それから、もう一方へ吸収したらいいじやないか。だからして農林省全体として、振興計画の上に立つて、全体としてそういう問題を考えれば、人の問題は、現在出しておる国庫補助の人員費に關する金額は、そういう方面に吸収したら、むしろかえつて、この運営も非常にスムーズにいくのじやないかというところは御研究になつたこと

はありませぬか。

かという問題で、今までの研究されて

○島村軍次君　まだほかにありますけれども、今、重政さんの質問があるの

で、この辺でお話をいたします。

○重政廣徳君　低災害地域については、局長の案として、任意加入という案があつたように私は承知いたしておるの

ですが、今の御答弁で、任意加入にすれば、共済組合が成り立たぬというやうな御答弁であつた。それはさておいて、あるいはこの資料にあるかまわかりませぬけれども、例を一つとると、低災害地において二石を対象にして、その三割の掛金をかける、こう仮定した場合に、旧法と新法で掛金にどのくらいな差ができてくるのですか、数字的に。何ほ安くなるかという説明を一つお願いしておきます。今の二石の三割を一つ例で説明して下さい。

○政府委員(渡部伍良君)　資料の十六ページに出しております。総括でない方です。これは現行の案と、それから今度の新しい案が出ておるわけですが、そうして現行の案では、町村ごと

○重政廣徳君　三割、今の例は……

○政府委員(渡部伍良君)　三割減収

○重政廣徳君　三割減収じゃない。三割の掛金の対象とする金額です、七、五、三にやるのでしよう。

○政府委員(渡部伍良君)　それは今度新しい制度ですか。

○重政廣徳君　ええ、それをとつた場合に……

○政府委員(渡部伍良君)　三千円の場

合……

○重政廣徳君　もとは三割の中から

○政府委員(渡部伍良君)　わかりまし

た。今度左の方を見ていただきます

と、三石、二石、こういう欄が出てき

ます。これは一筆五斗の反収です。二

石とれる所であれば、その七割を保障

にかける。そうすると一石四斗……

○重政廣徳君　七掛じやない。三割

の……

○政府委員(渡部伍良君)　それでその

三割というのは、石当り共済金額をき

める場合に、七掛、五掛、三掛、二掛

とあります。それは一万円の場合であ

れば、七掛だから七千円、三掛とい

うのは、一万円であれば三千円、それ

からその上の欄で七、五、三と出ていま

す。それから二石とれる田で三千円か

号の方は家畜共済でございませうが、家畜共済の方の關係は、御存じと思ひますが、一定数、五百頭なりそれ以上のある程度までまじりました頭数で初めて危険分散が可能になるということに一応なつておるわけでありませう。そういう關係上から、ある程度の、一割でもあるいは二割でも、市町村段階の組合段階で危険負担させることは、必ずしも適当じゃなからう。従ひまして、原則として、連合会で家畜關係は危険負担をするという建前にしてあります。しかしながら、特別に事情があります。しかも、第二項によりまして、例外規定を設けることができることになつております。従ひまして、北海道あたりのように、村の単位がある程度大きいような所では、一部、この第二項の適用によりまして、組合段階でこの負担をしておるような実情でございませう。

○藤野繁雄君 それから第百二十九条も連合会の問題であります。組合員が正当の理由がないのに保険金の払い込みを遅延したために保険金の支払いの責めを免れた例があるかどうか、御説明をお願いしたいと思います。御説明をお願いします。

○政府委員(渡部伍良君) これも、組合の場合と同じように、そういう例はありません。藤野繁雄君 百四十条、これも同じです。ありません。

○政府委員(渡部伍良君) はあ。藤野繁雄君 百四十二條の三、これは行政庁の毎年一回の常例検査であります。組合または農業共済の連合会は自治的に間違いないようにせなかつたやでございませう。

往々にして事務に不なれのために間違いないとも限らないのであります。そういうふうなためには、どうしたつて行政庁の監督が必要であるのであります。それであるから、法律の百四十二條の三では毎年一回常例として検査せなかつたやでございませう。こういふふうになつておるのであります。毎年一回常例として検査するだけの人員が整うておるか、それに伴うところの予算の計上ができておるか、これを、お伺いしたいと思つてあります。また過去においては、そういうふうなことを、これは旧法にもありますが、やつたことがあるのかないのか。

○政府委員(渡部伍良君) この点は、非常に残念なものであります。連合会の検査は農林省でやり、組合の検査は都道府県でやると、こういうふうになつておりますが、実際の検査の成績は、二十八年度十二件、二十九年度十八件、三十年度十六件、三十一年度十二件、こういうふうになつております。それから都道府県の検査は、三十一年度で五千七百五十四と、こういうふうになつております。そうして現在の職員といたしましては、予算上認められておる人員は、本省で八人でありまして、この程度では全連合会毎年一回やるということにはとても間に合わないのであります。協同組合の場合であります。もう少し件数が多くできだいま申し上げた程度であります。たゞ、毎年この検査の充実について大蔵省とかけ合つておりますが、現在までのところは、以上申し上げたような状態なのであります。

○藤野繁雄君 今の説明のようだったらば、百四十二條の三は結局空文に属する。法律をこう書いておいたならば、検査せぬという事だつたらば、行政庁の責任になる。万一不正事件が起つたらば、行政庁は自分方の監督不行届の結果だといふ責任をとられませうか。そういうふうなことは問題になるから、法律をどういふふうにするか、法律をどういふふうにするか、以上は、できるだけ人員を整備し予算を伴わせて、初めてこの法律が生ずることになると思つてあります。その点も一度お尋ねしたいと思つてあります。

それから百四十二條の四には、今度は総組合員の十分の一以上の同意を得て行政庁に検査の要求をしたときには検査しなかつたやでございませう。こういうふうなことを書いてある。そうするといふと、これは予定の検査じゃやない。であるから、これは臨時の検査である。臨時の検査であるといふことである。予定の予算以外にこれだけの金が要するといふことなんです。要するといふことであれば、それは現在の予算のほかに予備費から流用してやるというのが、百四十二條の四の規定をこの法律に入れられた理由であるかどうか、お尋ねしたいと思つてあります。

○政府委員(渡部伍良君) 前段の場合には、これは私の方で大蔵省とかけ合つた場合には、お説のように、予算をつけなければならぬ。法律をそのまゝに解釈すれば動まらないといふことになるのだから、金をつける、こういうふうにかけ合つておるのであります。またそれに対する解釈論をいたしましては、予算がつかなければ、この法律の検査の義務違反を問われることはないのだという反対解釈

が出てくるんだと、こういう解釈をする。議論が果てしないわけでありませう。従ひまして、私の方の見解は大蔵省の法文の解釈が違つておるわけなのであります。その点は、何といひませうか、私の方でももう少し努力をして、大蔵省とかけ合つなければならぬ。こういうふうにかけておられます。

○藤野繁雄君 人員及び旅費が現在において不足しないから、徹底的に検査すべきものであるのを、便法な方法で検査をして、そうして検査を済ましたのだといふことで報告が来ているのが多いのではなからうかと想像して居るのです。だとしてみれば、一定の場所を集めて、そうして持つてきたところの書類だけで検査をする、弥縫策の検査をして居るから、一方の方においては会計検査院その他から指摘をされるというふうな結果になつてくるのであります。問題は、最近においては農業共済事業は徹底的に検査をして育成していかなければならぬといふことであるのであります。藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君

○藤野繁雄君 人員及び旅費が現在において不足しないから、徹底的に検査すべきものであるのを、便法な方法で検査をして、そうして検査を済ましたのだといふことで報告が来ているのが多いのではなからうかと想像して居るのです。だとしてみれば、一定の場所を集めて、そうして持つてきたところの書類だけで検査をする、弥縫策の検査をして居るから、一方の方においては会計検査院その他から指摘をされるというふうな結果になつてくるのであります。問題は、最近においては農業共済事業は徹底的に検査をして育成していかなければならぬといふことであるのであります。藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君

○藤野繁雄君 人員及び旅費が現在において不足しないから、徹底的に検査すべきものであるのを、便法な方法で検査をして、そうして検査を済ましたのだといふことで報告が来ているのが多いのではなからうかと想像して居るのです。だとしてみれば、一定の場所を集めて、そうして持つてきたところの書類だけで検査をする、弥縫策の検査をして居るから、一方の方においては会計検査院その他から指摘をされるというふうな結果になつてくるのであります。問題は、最近においては農業共済事業は徹底的に検査をして育成していかなければならぬといふことであるのであります。藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君

○藤野繁雄君 人員及び旅費が現在において不足しないから、徹底的に検査すべきものであるのを、便法な方法で検査をして、そうして検査を済ましたのだといふことで報告が来ているのが多いのではなからうかと想像して居るのです。だとしてみれば、一定の場所を集めて、そうして持つてきたところの書類だけで検査をする、弥縫策の検査をして居るから、一方の方においては会計検査院その他から指摘をされるというふうな結果になつてくるのであります。問題は、最近においては農業共済事業は徹底的に検査をして育成していかなければならぬといふことであるのであります。藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君

○藤野繁雄君 人員及び旅費が現在において不足しないから、徹底的に検査すべきものであるのを、便法な方法で検査をして、そうして検査を済ましたのだといふことで報告が来ているのが多いのではなからうかと想像して居るのです。だとしてみれば、一定の場所を集めて、そうして持つてきたところの書類だけで検査をする、弥縫策の検査をして居るから、一方の方においては会計検査院その他から指摘をされるというふうな結果になつてくるのであります。問題は、最近においては農業共済事業は徹底的に検査をして育成していかなければならぬといふことであるのであります。藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君 藤野繁雄君

また取り消したのであるから、理事も監事もおられないが、そのときにはだれが組合の責任者あるいは監査であるか、それは前任者であるか、だれか、こういうふうなことです。問題は二つです。

○政府委員(渡部伍良君) ちよつと調べまして、あとで御返事します。

○藤野繁雄君 それから補則、補則は第四百四十三条の第二項「損害評価額は、定款等の定めるところにより、其の重要事項について調査審議する」と、こう書いてある。損害防止についてはどういふふうなことを調査審議されるのであるか。

○政府委員(渡部伍良君) これは、たとえば病虫害の防除等でありまして、農林省で示しております病虫害の防除要綱がありますから、その運用について、本年の水稲についてはいつからいつまででどういふふうなことをやる、そのためには関係団体あるいは市町村とどういふ連絡をやるか、そういうふうなことを具体的に協議することになります。あるいはこの組合で病虫害防除の機具をどう設置するか、防除班の配置をどうするか、そういうふうなことを調査審議することになるというふうなことを考へておられます。

○藤野繁雄君 次は第三項の、学識経験を有する者のうちから選任すること、こう書いてあるが、一体どういふふうなものを損害評価会の委員に選任せられる予定であるか、その予定を承わりたいと思つておられます。

○政府委員(渡部伍良君) これは少し「学識経験」の「学識」の方を軽く読んでいただきたいたいのであります。まあ

法律用語でありますから、こういう字句になりましたのであります。結局損害評価について、今まで損害評価委員とあります、あるいはそういうふうな非常に勘の鋭い人、そういう人とか、あるいは農学校の先生でありますか、あるいは町村の団体の中でそういう面に明るい、こういう者をぜひ……。

○藤野繁雄君 ただ問題は、連合会であつたらばいろいろあるだろうと思つておられますが、組合の場合には一体、具体的にどういふふうな者を選任されようと思つておられるのか。その郡内、村近の者であつたらば、今お話しのとおり方面の広範な方面から委員を選任せられる予定であるか、村内あるいは市町村内の者をこれにさしよるとするのであるか、その点なんです。

○政府委員(渡部伍良君) これは原則として、町村の組合でありますれば町村の中で、そういう経験なり、あるいは能力のある人を選びたい、こういう建前にしてございまして。

先ほどの百四十二条の七であります。これは法律の四十二条によりまして、民法の条文が準用されておられて、民法の第五十六条の準用になっておられます。「理事ノ欠ケタル場合ニ於テ選滞ノ為メ損害ヲ生スル虞アルトキハ裁判所ハ利害関係人又ハ檢察官ノ請求ニ因リ仮理事ヲ選任ス」、この条項の適用によつて処置しなければならぬ、こういうふうになるだろうと思つておられます。

○藤野繁雄君 次は罰則、百四十六条です。これはもとの法律によれば「千円以下の罰金に処する。」、こうなつ

ておる。しかるに、今度はそれを「三万円以下の罰金に処する。」、こうなつておるのであります。しかるに、百四十七条を見ても、旧法も「二万円以下」、新法も「二万円以下」。それから百四十八条を見ても、旧法も「二万円以下」、新法も「二万円以下」。新しい法律の中に比較検討がつかない。また付則の五十三条を見ても、「連合会の役員を三万円」が「三万円」、これも一つも変わっていない。こういうふうな同じ法律の中に四カ所、罰金あるいは過料というふうなものが出ておるが、三カ所は動かさずして、一カ所だけ動かしたという理由がどこにあるか、これをお尋ねしたいと思つておられます。

○政府委員(渡部伍良君) これは百四十六条の場合におきましては、監督規定を相当強化しておるわけでありまして、従いまして、その強化に依りて、他の法令との関連をならみまして、三万円というところを上げたのであります。そのほかの百四十七条、百四十八条、これは過料でありますので、その点は従来通りの法令を踏襲しておるのであります。

○上林忠次君 きのものお話がありました。今、今度の共済規定では、どうもみな喜んでこれに加入しないのであります。しかも、主食物物については、これは強制加入になっておる、そこに無理があるんじゃないか。おそれ、これを手放して自由に入りた者がだけ入れるというなら、二割あるいは二割以下になるんじゃないか。加入者がふえるくらいになるのじゃないか。どこに無理があるかというところ、

先ほど一万円の時々の計算例が出ましたけれども、数字をずつと見てみますと、余計もらおうとすると、掛金をまた余計出さなければならぬ。少ないから掛金も少い。その掛金と共済金の割合です。それは掛金が多いときは共済金も多い。この共済金と掛金の割合です。これは上も下も同じような割合でいっているのじゃないか。ちよつと数字を見ましたので、こまかいバランスはどうなつておるか、こまかいせんけれども、そこが無理なんじゃないか。危険率の多いということ、ほとんど十年くらいは災害もないといふような場所もある。そこで災害のない所は、おそれこれは少い掛金でいい所は、ところが、また危険地域、災害地域は上の方にやる。そういうふうなところで、危険区域、常習災害の地域という、そのウエイトがちよつともかかっておらぬ。掛金と共済金の間に、ちよつとも見られておらぬじゃないか。それなら、安全地帯の分は、もし五年間も被害がなかったときは戻してやらなければならぬじゃないか。ところが、先ほど例が引かれましたように、何年間かその程度の掛金を返すと、そういうふうなことではまだついでないのじゃないか。その仕組が悪いのじゃないか。今、こままで十分考えなければならぬ。きのうも河野さんが言っておられましたけれども、火災保険式におつたらどうか。それに対しては、まあ政府の方で、なかなかこまかい調査ができていないのだというふうなお話でありましたけれども、そこを何とか按配して、掛金の低い所は共済金は割合に多いのだと、そういう工合にするなら、

安全地域の連中も入られるのじゃないか、また危険地域の人は上の方に入る。ところが、上の方に入つても、掛金の割合は相当高い。ところが、それは災害地域で、常習災害地というふうなところになりまして、どこかで間を見てやらぬと、掛金と共済金の振り合ひから考へて、安全な地域の連中が喜んで入るといふことにならぬと思つておられます。それがどうも、こまかい計算を私見ておられませんけれども、その点が共済に入るのをいやがるという点じゃないか、これが共済制度の一番の死活を制する点じゃないかと思つておられますが、どういふ工合にお考えになっておるか。

○政府委員(渡部伍良君) この点は根本論に触れるわけでありまして、つまり保険制度に徹底すれば、お話の通りでないわけでは、共済という制度でできておるわけでは、その共済——村でやつた共済を上げておるのであります。それ以上は保険になっておるのであります。その共済の分のやり方に無理があらはれないか。無理があるわけなんです。これはもう無理を承知でやつておるのです。そこを得心していただかなければ、この制度は成り立たないわけでありまして、この制度の運営について、あるいは指導について、非常に困難を感じておるわけでは、その問題は、なぜかといふと、日本のように災害が常習的に起る所では、こまかい強制加入といふと、農家が組織した団体で、それを共済することが果していいのかわるか、そういう問題は国で全部見るべきじゃないか、こういう議論にまで発展するところ、

るを、今は共済組合というものでしょ
わしておるのである。その限界は、今
のところは、その限界の範囲内の合
理化をやっておるだけでありませ
ら、私どもの方でもその点は十分承
知しておるわけでありまして、昨日申
上げましたように、もう一べんこれ
農家の納得を努力してみよう、いかな
ければやはり、とにかく日本の国であ
りますから、災害が起るたびに国が補
助金を出すとしようなことでは大へ
んであります、これでありませ
ば、一定の計算によって自動的に、こ
まかい点ではいろいろトラブルがあ
りますけれども、大局的には大きな柱に
なっているから、まだやっばりあつた
方がいじやないかというところで、
そのワケ内で合理化をやっておるの
でありますから、今の問題は、私の方
でも常にぶつかる壁になっておるわけ
です。

○上林忠次君 任意加入か強制的な加
入かというところで、問題が出てお
ります、任意にしているならそれで
いい。片一方強制的に加入させてお
いて、しかも危険率を全然考えてお
らぬ。そこが一番問題ですから、そこ
を改めていただかないとならぬ。今の
やり方では、どうも不賛成の連中を無理
に引き入れるというふうになると考
えますので、このままでいくなら、その
掛金と共済金の割合を、下の方がも
と有利になるように、下に入るの
害が少い所の連中が多いのですから、
強制的に入れるなら、それくらいは考
えてやらなければいかぬ。戻し金額が
多かつたらいいけれども、戻すとい
うこともできない。特に基金が不足勝
ちで戻した例もないというよりなこ
とを

聞きますと、このままじゃ、どうもこ
れは無理に入れるわけですから、強
制のわけだから、このままでいかぬ
か。これは今からでも、この率を
変えられませんか。

○政府委員(渡部伍良君) これは、現
在までのところで、議論の末な
す。もつと逆の議論も出てくるわけ
です。今度一筆石建で石数に
する、それはやめて、最低まで補償
したいじやないか、四石とろうが、
二石とろうが、一石だけは補償し
てやたらいいじやないか、こ
ういふ議論もまた出てくるのであり
ます、そのところはやはり、何とい
いますか、災害の程度、それからた
んぼの収量に依つたところまで一筆
石建にするのが、このワケ内の私
どもの研究の結果では限度であり
ます。それでもいかなければ、今
度は建て方を変えなければいかぬ、
そういう結論にわれわれは到達して
いるわけです。

○上林忠次君 これ十分と思つて
おらぬという結論を持つておるよ
うであります、先ほど藤野さんが言
つておりましたように、前から今
ごろの経済情勢を見ますと、す
でに米の統制も管理制度になつて
しまふ、こういうことを考
えますと、食糧庁の人員
ですね、今二万五千名です。あれ
はあんなだけの人間ですから、い
つかは困ることがあるじやないか、
農林省が。これについては十分、
先ほどお話しした
と、あるいは共済組合の方に回
すとか、できるだけ……。共済とい
うのはエスチメーションが問題に
なるので、エスチメーションは毎
年地方

の調査とは食い違ふ、統計調査関係
の報告とも違ふ。これがやはり公平
な目で評価してもらわなければなら
ない。地方の連中の顔色を見てやる
じやないか、この率を公平な立場で
見る、直屬の農林省の連中を配
置する。それには、今人間が余り
おる、それをやめて、食糧庁のあ
るのメンパーがあるのだから、そ
れをやつと回すということ、ま
じめに考へてもらわなければいかぬ。
あとにかく、あつたよりよいエ
スチメーションでなしに、公平な
立場でやるのだという組織になら
ないと、またこれ共済制度の弱
点が出てくるのであります。この
点も十分考へていただきたい。

○政府委員(渡部伍良君) お話の
通りでありまして、私の方でも今
度、たゞいま藤野委員から御質問
がありました、百四十三条に損害
評価会を置くとか、損害評価会
の定める準則によつてやるか、
統計調査部の機能をその準則の中
で活用する、こういうことを考
へておられます。そういうことを考
へておられます、この制度がより
合理的に運営され、ひいては農業
政策全体との関係等につきま
しても、いろいろ構想を考へてお
られますが、現在の段階では、こ
の程度を考へておられます。

○堀本宜實君 これも根本問題で
す、地方ではこういう声がある
。それは、病虫害等に対しては、
農薬の進歩、技術の改良等によ
つて、被害をこの程度に少なく
なつた。従つて、天災によるだけ
の災害を共済保険といふものに
切りかえていつたらどうか、こ
ういふ問題があるのですが、こ
れについて研究されたことがあ
りますか。

○政府委員(渡部伍良君) これは、そ
ういふ声はたくさんありますが、そ
れについて検討いたしました結果、
病虫害だけの損害といふものは
ほとんどない。それは風水害、
あるいは冷害に伴う病虫害、こ
ういふことになつておる。し
からば、こういう場合、風水
害、冷害が原因であつたやつを、
病虫害に計算されたものを冷害
の損害と認めるかどうか、こ
ういふ問題になるわけであり
ます。ちよつと無意味なもので
あつても、その点はやはり今
まで通り、病虫害も入れて置
いた方がいいのではないかと
いう結論に到達しておる
ます。

○堀本宜實君 次に、これは事業
主体の変更を行う場合、自治
庁あたりの同意、協議した結果
であらうと思つておられますが、
自治庁の見解については、こ
の法案作成についての自治
庁の意見等が、かりにどうい
うような意見であつたか、もし
わかつておれば、聞かしてほ
しいと思つておられます。

これは仮定の問題だから、非常
にデリケートな問題なんです
が、共済区分が四段階になつて
おると、おそろしく西日本の
ような低被害地については、最
低の金額を選ぶことになるだ
らう。そういうふうなことで、
実は一部を除外するといふよ
うな制度ができた關係上、そ
の取扱金額といふものも少し
し、仕事率といふものも一つ
も下らない。仕事率は以前と
同じようにある。取扱金額と
か、その規模においては、非
常に小さい運営の事業内容で
ある、こゝういふことになつ
ておると思つておられます。そ
ういふ場合、組合がこれを
経営していくのに耐

えられない。そこで農家から自
発的の要請があつた場合に、
事業主体の変更を申し入れ
するわけですが、その申し
入れをしたときに、町村が
応じませんという場合が起
ると思つておられます。最低
の経費で最大の能率を上げて
おると、組合は自主的にいか
んとおることで、これによ
つて経費が軽減されるとい
ふに考へておることは、非
常に甘い考へだと思つてお
られます。それは事業内容に
ついて、また最近の町村の
人員内容から比べても、決
して過剰人員を持つておら
ぬ。そうすると、現在の組
合に從事しておるところの
職員を全部吸収しなければ
ほとんどやつていけな
いだらうと思つておられ
ます。こゝういふ場合に、
町村が拒み、いやだとい
うよりなことが起つてきた
ときの処置は、どうい
うふうに考へておられる
か。

○政府委員(渡部伍良君) 第一
点の自治庁の意見でありませ
ん、これは二つの意見がある
わけでありませぬ。一つは、
全面的に市町村にやらした
らいいじやないか、これは
行政部方面の意見。財政部
方面の意見は、これをい
い込むことによつて、町村
の赤字がふえはしないか、
こゝういふ心配があつた
のであります。そこで、財
政部方面の意見に対しま
しては、法律の九十九
条の二に「共済事業を行
う市町村は、当該共済事業
の定るところにより特別
会計を設けてこれを
行い、その経費は、当該
共済事業による収入をも
つて充てなければなら
ない。」それからこの「
共済事業を行う市町村は、
特別の事由により必要
があるときは予算の
定めるところにより、
一般会計又は他の特別
会計から繰

入金による収入をもつて当該共済事業の経費に充てることができる。四項で、一前項の規定による繰入金に相当する金額は、翌年度以降に金に繰入れた一般会計又は他の特別会計に繰りもどさなければならぬ。こゝういふ規定を置くことによりまして、この事業によつて過當の、何と云いますか、市町村の赤字の造成ということにはならないといふことをはつきりしようといふことで、話をつけたのであります。

それから第二点の、果して市町村にやらすことによつて合理化ができるかどうかという問題であります。これは何と云いますか、市町村当局としては、市町村全般のことを扱つてでありまして、何と云いますか、市町村の当局になれば、共済事業は要らないといふ、そゝういふ議論はこれはなかなかできなないのである。でありますから、何とかして措置しなければならぬのであります。それをどうなつてもいいわいといふような議論には発展しないのであります。これは第三者、あるいは中に景気のいい議論をする人がありまして、個人的な意見としては相当、こんなものはやめてしまへといふ議論があります。それじゃそれにかわる制度が何かいいのがあるのか、あるいはそれがなくなつて、かりに君の村に災害が起つた場合にどうするか、簡単に災害補助金をくれといつても、くれのわけにはいかない、こゝういふ議論をしてみれば、これは例外といたしまして、都市近郊、神奈川県なんか多いのですが、横須賀とか平塚の近辺では、どうなつたつてかまわない。それから

ほんとうにこの制度が始まつて以来災害がない、この鳥取県では欽明天皇以来災害がない、そゝういふのはどうやつても、今度の改正ができません。やろつとは言わないと思ふ。そゝういふ特別の例外を除いては、やはり制度が必要であるといふことになると思ひます。そゝうなりまして、組合で行うか、市町村で行うかといふことになると思ひます。そこで、議論が果てしないといふことになる場合が出てくると思ひます。そゝういふ場合には、私の方では八十五條の五におきまして、八十五條の二で、組合から市町村に申し出て、八十五條の三で市町村側がこれに應ずる手續をする。それに関連しまして、話ができないような場合には、この八十五條の五の「必要な事項は、政令で定める」と。この政令の中に都道府県知事があつせん——当事者の申し出によつてあつせんをすることができ、こゝういふ規定を入れようと思つておられます。そゝういふことによつて最終的解決といふことにはなりません。そこで県が乗り出して双方の調整をやつていく、こゝういふ考えでおります。

○堀本宜實君 大体、私は想像するの、非常に困難な、現に知事の許可を受けて強制執行をして掛金をとつておる所があるのであります。そゝういふところの農村は、その町村を形成する議事人もまた組合員である。でありますから、従つて、喜んで町村が、いかに公共的の事業といへども、理想として非常ないいと考へても、経営の実態が運営ができない場合には、そゝういふ現象が起つてくる。そこで知事がこれにあつせんをする等のごときものがある

りまして、経済のことなのでありますから、その点を今後なおそゝう私に考へるといふことが、各委員から出る言葉の中に、そゝういふ意味が包含されていふのはなからうかといふふりに了解をしていふのであります。これは私の意見であります。次に、関連して伺いたいと思ひます。この事業主体の変更について、一定の基準あるいは政令に定める事由といふふりなものが、補足説明の中にあるのであります。これは事業主体の変更をするときの一定の基準といふもの、その基準といふものは一体どういふ基準によるのか、非常にむづかしい問題だと思ひますが、それと、また政令によつて事由を定めるといふことが、どういふお考えか、伺いたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) これはお手元に配付いたしております「災害補償法の一部を改正する法律案の政令及び省令事項の概要」、この中の二ページにお示しいたしてあります。まず第一の、農林大臣の定める基準といふものは、「市町村が共済事業を行うことによつて農業共済組合が申出をすることができるときは、当該組合の総共済金額が当該都道府県内の一組合当り共済金額の二分の一に達しない場合」、こゝういふふりなことを予想しております。

れることが明らかである場合」、こゝういふふりな規定をいたしたいと、こゝういふふりに考へております。○堀本宜實君 それでは次に、損害評価会ですね、この問題は法定機関化して今後作らうといふことになつていふやうであります。これについてさらに伺いたいのは、損害評価といふものを、どういふ方法によつてきめるかといふことについて伺いたいと思ひます。

○政府委員(渡部伍良君) 損害評価につきましては、九十八條の二及び九十八條の三によりまして、九十八條の二では、「組合等が支払うべき共済金に係る損害の額の認定は、主務大臣が定める準則に従つてこれをしなければならぬ」、九十八條の三では、「組合等は、その支払うべき共済金に係る損害の額を認定するに當つては、定款等の定めるところにより、あらかじめ当該組合等の損害評価会の意見を聞かなければならない」、こゝういふこととございまして、その損害評価会の調査審議内容とか、あるいは組織等の規定を、百四十三條で定めていふのであります。この準則をきめることが一つのポイントになつていふのであります。これは、まず損害評価を部落別にやりたい、こゝういふふりに考へております。そゝうして組合でまともなもので、その部落別にやつたやつは損害評価会にかけて決定する。で、組合の決定とす、こゝういふふりに考へております。その際に、従来はやはり損害評価委員といふものがあつたのであります。それは組合独自で損害評価のこまかい規定はありますけれども、何といふますか、こゝういふこまかい規定があ

るわけでありまして、しかし、それが必ずしもこの規定通り行われていふかつたわけですか、こゝういふことは、やはり何といふますか、非常に専門的になるわけでありまして、相当のまあ技術なり相当の経験といふものがなければ、個人々々の、損害評価委員個人の損害評価の何といふますか、特性が出てくるわけですね。それと同時に、客観的な基準といふものが統一されなければ、どうしても、自分の田の損害評価でありますから、上目々々に損害が出てくるわけですね。そゝういふところに問題はあつたわけでありまして、このたびは、この組合の損害評価に當りましては、統計調査部の助力を大いに活用しよう。

そこで、まず大体の考へ方といふました。組合が損害評価を開始する場合には、評価委員を集めてもらつて、組合の中の代表的な損害田、評価田といふものをきめまして、そこで坪刈りなら坪刈りをやつて、そこでこの程度ならばどの程度という基準を先に作りまして、その際に坪刈りの方法なり、あるいは算定の方法等について統計調査部で、何といふますか、統一的な方針で損害評価委員の頭を整理する、こゝういふことにはいたしました。それに基づきまして損害評価委員が一筆々々を調べますれば、今までみたやうに各個人の癖といふますか、個人による偏差、あるいは方法の相違による偏差といふものがなくなつてから、従来が集まつた連合会の申請と連合会、組合が集まつた連合会の申請との開きが少なくなつてくる。それと同時に、組合間の偏差といふものがなくなつてバラン

のじやないかと考えまして、ただいまのところでは、準則をそういう点に重点を置いてきめたいと考えております。

○堀本宜賢君

その場合に、統計調査部の資料が従来は基礎になっておったのでありますが、それより前は、御承知のように、各人、各組合ごとに調査したもので、各組合間のバランスだとか、あるいは各県のバランス等が非常に不公平であるというために、不平が出ておる。そこで、統計調査部の調査というものを基準にして、その以上上回る損害を認めないというふうなふうにされたと思うのでありますが、どうもこの準則がまだはつきり文章になつて現われておりませんし、実際にこれを応用しないのだからわからないが、相当国においても、あるいは府県においても、統計調査部の意見が尊重されるであろう、こういうふうな考えの通りである。その場合に、一筆石建というふうなふうになつて、それぞれの取引量が違つてきた今日、今度の改正によりますと、一筆々々やはり調査をしなれば答えが出ないということになると思うのです。それを評価会が一筆一筆やるのか、あるいは統計調査部は、これは穂数だとかあるいは粒数であるとか、あるいは重量であるとかいうことによつて、坪刈りによつて全体を律していこうとするところの方法だと私は思つてゐる。抜き取りの、つまりある地域を限つての検査である。そういうことが全体の数量を見る場合には非常に公平な役立つ統計トータルが出てくると思うのですけれども、こういう一筆石建の部分々々の損害評価をきめていこうとする場合には、統計調

査部というものが全体を見るのでなしに、個々にこれを検査するという場合に、相当の開きがあると思う。それを調整する方法を、どういふふうな考えでおられるか。

○政府委員(渡部伍良君)

お説の通り、統計調査部は、何といひますか、この全筆につきまして、六千何百万筆ありますそれを、県で区切つて、県の中でランダムに標本圖を選んで、それについては今の坪刈りなり粒数計算をやります、それを県でまとめ、県全体の数字を出しているわけです。今度統計部を利用するというのは、これはこれで一つやるわけです。損害評価はあくまでも組合でやつていただくわけです。そうして組合の損害評価を連合会でまた査定して、それとこの統計の対比になるわけですね。で、今までは、その基礎の調査に統計が何ら関係してないわけですね。簡単に申しますと、統計で標本圖を調査する場合にです、坪刈りなり粒数計算なり、そういうものをそつくりそのまま、この損害評価委員が一筆々々を見回つて調査するのであります。その調査をする損害評価はたくさんありますから、それに共通する基準を、その村の中で、災害内容に応じて標本圖を作るなり、統計調査部の人に立ち会つてもらつて、統計調査部が、私の方は統計調査部の坪刈りなり坪刈りの方法が一番正確だと、こう思つておられますので、これも改善するところはあるかもしれませぬが、一応その建前では、そのやつで標本圖を評価委員立ち会ひのものに評価して、われわれの評価でやればこうだ、それについてはいろいろ議論があると思ひます。そこで一応目を合せ

まして、そこでその合つた目で一筆々々評価委員に調べてもらつて、いろいろと集計すれば、基準が、ものさしが一つになつておられますから、そう狂いがないやつてきやしないか。それはどうしたつて、自分の田をやるのでありますから、第三者が評価するのに比べれば、それは水増しが出てくると思ひます。しかし、基準が一つになれば、そうひどい開きはしない。それから他の町村とのバランスもとれてくる。こういうところをねらつておるのであります。

その損害評価の建前論としましては、自分が評価したものをそのままの、再保険金を払つてくれというの、一つの建前。もう一つの建前は、いろいろ関係なしに第三者が評価して、統計調査部なら統計調査部が評価してやる。それでなければ、今言つたように、その両者のコンビネーションでやる、こういうことになりなす。

仕組みを考へていこうと思つておるわけでありませぬ。大体わかりませぬが、今の石建になりますと、それぞれの取引量が違つてくる。従つて、組合ではそれぞれ一筆ごとの細部の集計をしていかなければならぬと思ふ。ところが、統計調査部がいかにそのものさしを与えて、こういう方法でやりませうといつて、その方法は同じでも、片一方は抜き取りで個所が限定されていゝ。たとえば豊作競争、つまり競争田といふのがあります。競争田に指定されたたんばに當つていゝというふうな場合もあります。たとへば統計調査部が指定している田が……。それだから、その結果といふものは、これまたそれぞれ組合が一筆ごとに集計した数字と、統計調査部の数字と、必ず私に合わないものがまた出てくると思ふ。しかし、今の方が比較的近い、こういうことだろつと思ふ。最後は一筆、どうされるつもりですか。

○政府委員(渡部伍良君) 今のところは、ちよつと誤解があると思ひます。

統計調査部がやるのは、これは統計調査部独自で標本を選んでやります。組合が評価する場合は、その統計調査部が選んだサンプルをもとにしてやるというのではなかつて……。

○堀本宜賢君 方法なんぞは、組合が組合の中で見て、被害程度別に、このたんばを模範にしよつと組合で選んで、その選んだところの調査方法、統計の方法を用いてもらふ、こういうことになるわけです。ですから、全然別個の調査になるのは、また違つてくる。そうして上つて

○堀本宜賢君 従来因では、統計調査部の調査が全く公正なものであるといふことにおいて、これを基礎にして、いかに現実の損害があり、被害があつたものであつたら、押えられておる。これは過去にあつた実例なのであります。そこで、損害評価といふものをいかにするかといふことが問題になつてきてゐる。やはりそのものさしが、こういう粒数はかり方、こういう坪刈りの仕方、そういう規格は統計調査部とかりに同一であつても、それは一筆ごとに調べたそれぞれの集計といふものは、また違つてくる。そうして上つて

○堀本宜賢君 従来因では、統計調査部の調査が全く公正なものであるといふことにおいて、これを基礎にして、いかに現実の損害があり、被害があつたものであつたら、押えられておる。これは過去にあつた実例なのであります。そこで、損害評価といふものをいかにするかといふことが問題になつてきてゐる。やはりそのものさしが、こういう粒数はかり方、こういう坪刈りの仕方、そういう規格は統計調査部とかりに同一であつても、それは一筆ごとに調べたそれぞれの集計といふものは、また違つてくる。そうして上つて

○堀本宜賢君 従来因では、統計調査部の調査が全く公正なものであるといふことにおいて、これを基礎にして、いかに現実の損害があり、被害があつたものであつたら、押えられておる。これは過去にあつた実例なのであります。そこで、損害評価といふものをいかにするかといふことが問題になつてきてゐる。やはりそのものさしが、こういう粒数はかり方、こういう坪刈りの仕方、そういう規格は統計調査部とかりに同一であつても、それは一筆ごとに調べたそれぞれの集計といふものは、また違つてくる。そうして上つて

○堀本宜賢君 従来因では、統計調査部の調査が全く公正なものであるといふことにおいて、これを基礎にして、いかに現実の損害があり、被害があつたものであつたら、押えられておる。これは過去にあつた実例なのであります。そこで、損害評価といふものをいかにするかといふことが問題になつてきてゐる。やはりそのものさしが、こういう粒数はかり方、こういう坪刈りの仕方、そういう規格は統計調査部とかりに同一であつても、それは一筆ごとに調べたそれぞれの集計といふものは、また違つてくる。そうして上つて

きたところで、やはり統計調査部とい
るものをせいで、そうして片一方
をものさしでこれをはかつて、これは
だめだということに落ちながら、何も下
の方で、かえつてめんどうくさい、複
雑なことをやるに及ばぬということに
なるのだが、その点は、下から上つて
きたものの正確度をどういふふうに考
えておられるかどうかということにつ
いて、一つお伺いしたい。

○政府委員(渡部伍良君) これは、
ちよつと想像に絶するだろうと思いま
す。たとえは三十一年度のもので、四
十六府県のうち、八県は統計調査部の
数字になっておるわけです。ところが
が、ひどい所になりますと、山梨なん
ぞは二十倍です。それから倍、三倍と
いうのはざらなんでありまして、そこ
で、私どもの方では、統計の数字その
ままを使うということについては、こ
れはやはり自信がありませんから、
取ったサンプルの数等によつて、一定
の公式に当てはめて表わしまして、大
体五割から倍、統計に出てきた。これ
に比べ、まして、また倍、三倍というの
が残るわけがあります。これはどうい
うにしても……。それで、一方私の方
でおかしいというわけで、たとえは米
の予約の状況、それから現実の供出の
状況、それから農全体の生産指数、そ
ういふものを見てもみますと、そんな損
害が出るわけがない。こういふところ
でも、そういうことになっておるわけ
であります。それはなぜかというところ
もとの調査がやはりまちまちになって
おるところに起因するんじゃないか。

それかもう一つは、先日米話があ
りましたように、全体を集計指数でか
けてみますと、六千六百万石で、三千

一年度の収量は六千八百万石、二百
万石しか違わない。ところが、組合に
入つてみますと、先ほど申し上げまし
たように、二石以上なら二石以上の田
というところで、一律にやつておられ
ますから、そこで今度は基準収量をきめる
場合に、四石とれる田については、比
較的基準数をわざと低くしておる。と
いうことは、そうしないと、今度は災
害の起つたときに、たんに当りのペラ
ンスがとれないからと、こういふこと
になっておる。その点は、一筆石建に
完全になりますから、一つはそういう
基準収量と損害評価との、何とないま
すか、加重されて結果に食い違いが出
てきておることもあるが、そういう
点は、相当今までの不平というもの
では、はつきりわかつていただけると
ないかと、こういふふうに考えておる
のであります。

○堀本宜賢君 最後に、希望だけ申し
上げておきますが、せつかく評価会と
いふものを法定機関化して、そうして
そういう、従来よりももう一歩進んだ
減収歩合の調査を行なつてできる貴重
な数字だと私は思ふ。それを従来のよ
うに、統計調査部だけというか、それ
に非常なウエートを置いて、損害評価
の最後の決定をされるということなら
ば、全く無意味だと私は思ふ。故意に
やつたという事例があれば別ですけれ
ども、現在、面積においても、総計調
査部と地方の面積というものは、若干
の違ひを持つておる。そういうような
根本の違ひを持った数字を持っております
間において出てくるものでありますから
、これは当然違つたものが出てくる
だろうと思ふのであります。そうい

う場合には、地方の意見を、この評価会
というものができて、公正な学識経験
者というものを加えての評価をしよう
というのでありますから、一つ慎重
な態度で、地方から上つてくる組合の
損害評価額といふものを尊重して、い
くとういふことを希望します。

○東隆君 今に問題になってお
ることが非常にいつも問題になってお
る。それは、平年作あるいは豊年の場
合には、完全粒が非常に多いわけだ
す。それから冷害あるいは凶作等の場
合には、砕け米や青米が非常に多く
い。しかも、そういうようなものも生
産数量の中に、冷害の年には常に入れ
られておる。従つて、許容量はこれは
問題でないですけれども、それ以上
のものが生産量の中に入れて計算
をされた場合に、これは不当な評価が
起きてくるわけです。それで立毛を中
心にして、そうして抜き取りでもって
坪刈りをやる。それは必ずしもいふよ
うな結果になるのです。その場合に
、常に何らかを将来を予測をして計
算をしておるので。そしてその上に
坪刈りの数量を出していますから、
これは非常に問題なんです。これを
どういふふうにお考えになつておられ
ますか。

○政府委員(渡部伍良君) その点は、
われわれの方でも十分、何といひます
か、干害評価の場合には入れておるわ
けであります。その見方が多いか少い
か、こういう問題が出てくると思いま
す。それからもう一つは、共済に關連
しましては、何といひますか、今の基準
収量の取り方が違つるところに大きな問

題があつて、それにその今の、何とい
いますか、質の問題がおつかふせられ
た議論になつてきておるものが非常に
多いと思ふのであります。その点はま
あ前からやかましい問題がありますの
で、私もでは統計調査部の方に非常
に慎重にやつてくれということをお願い
しておるわけがあります。それだけの問
題と、ほかの問題とからんできてお
りますので、なかなか問題の解明がむず
かしい、こういう状態でございます。
○東隆君 その点は、目方でもつて計
算をする場合に、これはもうはつきり
しておるのですが、四斗で一俵になる
ものが、四斗五升とかあるいは五斗
に近い数字、こういうようなものが
はつきり出てくるのですから。そうす
ると、一割も二割も出てくる。そうす
ると、これはもうそれを基準にされ
ると、そうして計算をされたら、これは
えらい問題になります。そこで米のよ
うなものには価格が一定をしておられ
ますから、そういうようなものでもつて
ある程度等級その他を考へて、そうして
できるだけその誤差を少くするよう
な方法を考へられませんか。米のよう
なものには価格がきまつておるのです
から、従つて、等級その他によつても
うはつきり出てきますから、そうす
ると、おのずからそこに誤差がはつき
り出てくるわけですね。そういうよ
うなものも基準にしない、どういふ
凶作などのときに完全粒のものなんか
出てきませんか、等級が必ず下つて
くる。そういうような面でも少く、し
かも等級が下げられて、そうして出て
くるのですから、これを何とか補正を

しなければ、農林省の統計調査部でお
調べになつた数字を心から心服して、
そうしてそれによつてやるのはいなく
なつてしまふ、事実。これは供出なん
かの場合は、そういう問題がはつきり
出てくるわけですね。

出回りの数量だの、それから受検の
数量ですね、そういうようなものを基
礎にした、かえつて食糧事務所の方の
数字の方がはつきり生産のあれをつか
んで、こういうようなことが言え
て、作報によつて出てきた場合、これ
は平年作がそういうような場合には、
これはそう違ひがないんですけれど
も、凶作の場合には実に冷徹なほど
大きな数字になつて出てきて、
これは今までの数字がはつきり示し
ておるんです。私も経験を持って
おります。三つおよそ数字が出てく
ると、凶作の場合には、食糧事務所の
方の数字と、それから統計の数字と、
それからもう一つは町村で出る数字。
町村から出てくる数字は、これはポ
リテイカルな意味がたつきさんある。
それから統計事務所は、これはサン
ブルの取り方が非常に少いから、
その点で非常に周りにやるかもしれ
ぬけれども、全体をつかんでおらな
い、こういう問題があります。それか
ら食糧事務所でやるのは、出回り数量
は将来だけだけ出るか、それから受検
の数量がどれだけか、それから後には
つきり出て参りますから、従つて、そ
の方面において相当経験を持つて、その
者が想定をして、そうして数字を出して
いる。この数字がほいほい合致する
んですね。それは冷害だの何だのに
しよつちゆり経験を持つて、

しよつちゆり経験を持つて、

から、いよいよもつてそつちの方の数字の方はつきりしているわけですが、そういうようなことがありませんので、そこで統計の数字を信じないというわけじゃないけれども、事実商品として出てきたものを基礎にして生産量を考えた場合に、そういう問題が出てくる、こういうことなんです。

○政府委員(渡部伍良君) その点は、われわれの方でも非常に苦心しているところでありまして、きのうもちよつと河野委員か何かの質問とも関連があると思うのでありますが、立毛で検査する、それを損害共済金を支払うまでに間があるものだから、その取極で今のよりな質の補正を加味できないかという問題、そういうやり方で解決できる方法があるんじゃないか、こう考えます。これは、少くとも今までの供出自体では、とてもそういうことはできなかったと思つてありますが、だんだん世の中が落ちついてきていますから、今のような場合、立毛で将来を見越してやると、これはまた昭和二十八年みたくいなどでもない状況——うんとよくなる場合がある、また逆の場合も起り得るのでありますから、実際取極したところを見て、もう一ぺん補正することができると、できないか、こういう問題で私どもの方でも十分研究いたしたいと思つて、これはなかなかむずかしい問題であります、やはり一ぺんに全部を解決しようと思いません、非常に保険の設定がむずかしいから、できるところから取り上げていきたいと思います。

○上林忠次君 標準の取り方がむずかしい。また標準といいますが、平年作、これがわからぬのが一番根本の問題でありますけれども、統計事務所ではどういふふうな調査をしているのか。アトランダムで、年々畑も違うし、それがいつでも出てこない。食糧事務所は調査はいろいろ工合になつてゐるのか。大体地方別に——地方別といつても相当こまかいところまで、その辺の上、中、下田の平年作といふものはわかつてゐるのじゃないか。どの程度平年作がわかつてゐるのか。今の調査です、いろいろな調査を個々にやつてゐるような格好で、どこもやつておらぬということになりますと、これは検討がつかないぬです。

○政府委員(渡部伍良君) 平年作は、困全体の量をきめるときには、昭和元年からの年々の取極高の趨勢値を出して、その平年作を出してゐるわけですが、それを村に配るときに、各七カ年の統計で最高、最低を除き、五カ年の平均で按分してゐる、それをまた一筆ごとにそういう方法で按分する、村は——ということになるわけですが、従つて、趨勢値をとつてゐるのでありますから、うまくやればさう違うわけはないんです。ところが、今の建前が反建になつておられますから、そこに操作が入つてくるわけですが、これは私ども、村で見ても、どうしてこんなにやかましいのかということになれば、やはり大きいところの取極の低いところ、基準数量を下げておられますから、それを組合当事者は組合の運営をある程度妥協的に運営するために、やむを得ない部分があるかもしれせん。ところが、災害のときには、そういうところの音がやかましい、こういう結果になつてくるわけですが、その点は第一に、今度は石建にすることによつ

て、非常に緩和されると思つて、それから今の税務署の關係との比較、これはしよつちゆう出るのではありませんが、これは一つごかんべんを願いたいと思つて、税務署のやつは、これは私どもよく知つておりますが、アプリオリにふりつづけるのですから、聞かなくても聞いても取り上げるのですから……。今度のやつはこれはさうでなくして、こつちから渡すのですから、そこに問題がむずかしいかがあるわけですが、そして税務署の方は、聞かなければ、とにかく巻き上げるわけなんです。それをやらなければ、とにかくはかのお百姓さんも難儀すると、こういうことでもありますので、しよつちゆうその例を出されて、私の方閉口するのですが、非常にむずかしいところがあるわけですが、

○上林忠次君 先ほどの私の質問は、統計事務所、食糧事務所もある。おのおの数字が出る。しかし、自主的な調査もやつておる。やつていますけれども、ほんとうの上、中、下田に分けて、それを十ぐらいに分けるかしりませんが、この畑では今年は何ら、去年は何ら、三年前は何らと。そうすると、平均この畑は上田として何ぼとれるぞと。これに従つて、田も畑もこれぐらいとれるだろうというふうな尺度がなければいけませんね。そういうことをやつておる事務所か何か、機関があるでしょうね。各地方の大体の大分けた、この畑ならこの地方ではどの程度とれるぞ、大体この基準、標準量に相当する数字ですか、それがわかつておるのでしよう。わかつていなかったら、三割以上の被害があるうがなからうが、三割といつても、も

とがわからなければ、問題にならぬ。どの程度までやつておるのですか。○政府委員(渡部伍良君) これはもう、一筆ごとにその統計をちゃんと出して、たとえは明細書に書かなければ比較にならないわけですが、これはもうちゃんとやつておるわけですが。○上林忠次君 だれが調査しておるのです。○政府委員(渡部伍良君) これは組合でやつておるわけですが。一筆ごとにやつておるわけですが。ですから、その際に一筆ごとの基準数で割り振るときに、その組合の中である程度操作が行われておるのじゃないか、そこにまた不満がある。低く出たときは、それでだまつておるのです。これだけとれるのですけれども、これだけの掛金で済むと。ところが、もううるときには、自分が掛金が少なかったことを忘れて、多くを要求すると、こういうことになるのです。そこところがちよつと……。

○上林忠次君 けれども、それは個人からいつても、はつきりした数字は出ないのではありません。向うは少い方がいい、あるいは多い方がいいというのから……。それをどこかの機関で、年々この畑ならこれはどれぐらいとれるのだ、平年はどれぐらいだ、だからこの村は大体この程度だといふ、もとの試験田ですか、標準田、そういうものができておるのですか。○政府委員(渡部伍良君) これはさういう立て方ではだめなんです。一筆ごとのとにか、何というか、引受石数という基準数量をきめなければいけません。試験田を出してきて、その地帯の税務署でいつておる上田、下

田というわけにはいけません。一筆ごとにきめてしまふわけですから……。○上林忠次君 それは、一応地方でそういうことをやるのはどこです。共済組合の中でやるのですか。○政府委員(渡部伍良君) さうです。○上林忠次君 それがほんとうによくやられておるなら、標準があいまいだといふことはないはずですが、個人が申請して、おれのところは平年はこれだけだといふことが信頼できるような数字が出るなら、何でもないじゃないですか。簡単なことだと思つて。○政府委員(渡部伍良君) これはさう簡単ではありません。お考え願ははつきりするんですが、どれだけとりたいという農家の希望、それから雨がよけい降つた、天気が悪かつたから、どれだけしかできなかった。それが災害とみなすか災害とみなさないか、それはもう結局過去の、申し上げましたように、七カ年なら七カ年の最高最低をとつて、そこで平均する以外に、客観的な数字は出てこないわけですが、ところが、それをやる場合に、一方では全国的な趨勢値が出てきますから、それを県に割つて、県は町村に割つて、町村は今度は一筆ごとに平均の数字に合つ場合と合わない場合とある。私の方は五割のアロアンスを認めておられますけれども、そこに多少の食い違ひが出てくる。それからまた組合の運営上、意識的に、一筆ごとに割るときに、各農家から明細書が出てきたやつを、今度組合で査定します。そのときに多少の操作が出てきておるんじゃないか、こういうふうにご考へておられます。

○上林忠次君 その数字が私ちよろ

ど、昔の農林当局みたいに、年々石数は一反歩二石三升になったり五升になったり、戦後のあの苦しい資材の足らぬときでも、二石一斗ぐらいつておる。一斗になるかならぬか……。平常だつて、二石一斗ぐらいの数字は出てる。あんなはずはないと思ふけれども、今度町村の勸業係あたりで認めておる数字は、そういうような大ざっぱな数字しか出ておらない。それが農林統計に載つておる数字ですが、だから、その後その数字もだいたい訂正されたけれども、最近はその信賴性のある数字が出ておると思ふすけれども、地元に行きますと、この標準がわからぬというふうなことで、これはひつかかつておる点があると思ふけれども、標準さへはつきりしていれば、これは僕は簡単な運営ができるんじゃないかと思ふすがね。

○委員長(堀末治君) どうですか、この辺で……。
本件は、本日はこの程度にとどめて、これにて散会いたします。
午後四時三十四分散会

五月七日日本委員会に左の案件を付託された。

- 一、太平洋岸十トン未満さげます流網漁業の合理的操業に関する請願(第一九三八号)
- 一、中型機船底びき網漁業のしん漁獲禁止に関する請願(第一九三九号)
- 一、自作農貯蓄組合の法制化に関する請願(第一九五三号)
- 一、熊本県を昭和三十三年春季全国

昭和三十三年五月十三日印刷

緑化大会開催地に指定するの請願(第一九八五号)

一、農業改良資金助成法の一部改正に関する請願(第一九九〇号)

第一九三三号 昭和三十三年四月二十三日受理

太平洋岸十トン未満さげます流網漁業の合理的操業に関する請願

請願者 北海道札幌市北三条西四丁目北海道漁民同盟

内 三好竹男

紹介議員 堀末治君

太平洋岸十トン未満さげます流網漁業が、地先海面において合理的操業が行われるよう、(一)操業区域は地先とし

各支庁管内を一単位区域とすること、(二)許可権限はさげます流網漁業調整規則による知事許可権限の代行規程として支庁長に権限を移譲すること、(三)許可の時機は通常許可とせず海況の判断により許可するものとし、許可期限は漁期間とすること、(四)十

トン未満さげます流網漁業は零細の沿岸漁民階層を対象とするものであつて一般の大臣、知事の許可によるさげます流網漁業と同一視されるべきものでないから特別の措置を採ること等の実現を期せられたいとの請願。

第一九三九号 昭和三十三年四月二十三日受理

中型機船底びき網漁業のしん漁獲禁止に関する請願

請願者 北海道札幌市北三条西四丁目底曳による醸混

獲反対運動対策本部内

三浦豊太郎

紹介議員 堀末治君

底びき船の沿岸漁獲乱獲により、北海

道の漁業資源は年々減少し、しん漁業においても昭和二十五年年度来底びき

んにひんしている現状であるから、しん資源保護と沿岸漁民の生活権擁護のため、底びきによるしん漁獲の全面禁止を措置せられたいとの請願。

第一九五三号 昭和三十三年四月二十四日受理

自作農貯蓄組合の法制化に関する請願

請願者 愛媛県周桑郡壬生川町周桑自作農貯蓄組合内

川端類蔵外九名

紹介議員 堀末 宜實君

農地改革の成果である自作農を維持するための自作農貯蓄組合は、既に組合

数五千七、組合員数五十万人、貯金額八億円を超える実情にあり、自作農維持創設資金助成法の成立に伴い、これが資金として五十億円が国会において予算化されんとする機会に、資金借入れの場合の保証と償還確保のため

に万全の策を樹てたいといろいろ研究しているが、この組合に法的根拠のないことが根本的な障害であるから、自作農維持創設のために自作農貯蓄組合を法制化するとともに、指導金融のために独立した金庫をつくるよう善処せられたいとの請願。

第一九八五号 昭和三十三年四月三十日受理

熊本県を昭和三十三年春季全国緑化大会開催地に指定するの請願

請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町二一阿蘇町役場内国土緑化熊本県推進委員会阿蘇支部内 川辺正人外二名

紹介議員 矢嶋 三義君

熊本県においては、全国国土緑化運動に呼応して郷土の緑化促進に県民の総力を結集し、着々成果をあげているが、昭和三十三年は二十八年六月二十六日の大災害五周年にあたることに

もなる関係上、この機会に災害当時を回顧し将来の治山緑化への覚悟を新たにしたと思ふから、ぜひとも本県の阿蘇山を明年の春季全国国土緑化大会開催地に指定するよう特段の配慮をせられたいとの請願。

第一九九〇号 昭和三十三年五月一日受理

農業改良資金助成法の一部改正に関する請願

請願者 東京都台東区上野町一ノ五農機具会館内全国農機具協同組合連合会

会長 藤田寛一外四十五名

紹介議員 吉米地義三君

農業改良資金助成法は、その運用において農協系統だけに助成対策が講ぜられていたため、農機具業者は商権を奪い取られ自滅することになるから、農協系統と同様農機具業者系統並びに市中銀行を含めるよう農業改良資金助成法を改正せられたいとの請願。

第一九八五号 昭和三十三年四月三十日受理

熊本県を昭和三十三年春季全国緑化大会開催地に指定するの請願

請願者 熊本県阿蘇郡阿蘇町二一阿蘇町役場内国土緑化熊本県推進委員会阿蘇支部内 川辺正人外二名

紹介議員 堀末 宜實君

農地改革の成果である自作農を維持するための自作農貯蓄組合は、既に組合

数五千七、組合員数五十万人、貯金額八億円を超える実情にあり、自作農維持創設資金助成法の成立に伴い、これが資金として五十億円が国会において予算化されんとする機会に、資金借入れの場合の保証と償還確保のため

に万全の策を樹てたいといろいろ研究しているが、この組合に法的根拠のないことが根本的な障害であるから、自作農維持創設のために自作農貯蓄組合を法制化するとともに、指導金融のために独立した金庫をつくるよう善処せられたいとの請願。

第一九五三号 昭和三十三年四月二十四日受理

自作農貯蓄組合の法制化に関する請願

請願者 愛媛県周桑郡壬生川町周桑自作農貯蓄組合内

川端類蔵外九名

紹介議員 堀末 宜實君

農地改革の成果である自作農を維持するための自作農貯蓄組合は、既に組合

数五千七、組合員数五十万人、貯金額八億円を超える実情にあり、自作農維持創設資金助成法の成立に伴い、これが資金として五十億円が国会において予算化されんとする機会に、資金借入れの場合の保証と償還確保のため

に万全の策を樹てたいといろいろ研究しているが、この組合に法的根拠のないことが根本的な障害であるから、自作農維持創設のために自作農貯蓄組合を法制化するとともに、指導金融のために独立した金庫をつくるよう善処せられたいとの請願。

第一九五三号 昭和三十三年四月二十四日受理

自作農貯蓄組合の法制化に関する請願

請願者 愛媛県周桑郡壬生川町周桑自作農貯蓄組合内

川端類蔵外九名

紹介議員 堀末 宜實君

参議院事務局 印刷者 大蔵省印刷局